

夕 夜業禁止並に寄宿舎制度改善に関する件 十六

理由、
滝の川支部提出

在野的に悪制度たりし紙と附せられた、深し夜業は支配階級の偽善的意図による、昭和四年七月一日よりその禁止を延期したるを、従つて最近日本興業クラブが日本紡織聯合会のみより更にこの期限の延期の故に暗中に飛躍を試みるあり、夜業禁止運動は一日もゆるぎせにすべからざる状態にある。

支配階級は女子の無智と永遠ならしめ一面権取の便、且の故に寄宿舎制度なるものを設け、牢獄に等しき束縛を予へたるあり、われ等は外出の絶対自由、採食、食事の改善、園

書館 娯楽校園の設置等寄宿舎制度の改善を要するものあり。

実行方法

- 一、日労免 全日如人同盟と提携して積極的運動を起す
- 二、夜業禁止につきは右の外に委員を定めて支配階級の窮乏と嚴重に監視する
- 三、具体的方法に中央委員会一任とす。